

## 神奈川県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

### (趣旨)

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (喀痰吸引等(特定行為)業務の登録申請及び登録)

第2条 法48条の3第1項及び第2項又は法附則第27条の規定による申請をしようとする者は、

「登録喀痰吸引等(登録特定行為)事業者登録申請書」(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項に掲げる添付する書類は、登録特定行為事業者について登録申請する者にあっては、第一号から第八号まで、登録喀痰吸引等事業者について登録申請する者にあっては、第一号から第九号までの書類とする。

- 一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(別記第1号別紙様式1-1)
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」(別記第1号様式別紙様式1-2)
- 三 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(別記第1号様式別紙様式1-3)
- 四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 五 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 六 喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧
- 七 緊急時の体制に関する資料
- 八 記録等の整備状況に関する資料
- 九 実地研修の実施に関する資料(登録喀痰吸引等事業者のみ)
- 十 その他登録に必要な資料(業務方法書等)

3 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等(登録特定行為)事業者登録簿」(別記第16号様式)に登録するとともに、登録者に通知する。

### (登録喀痰吸引等(特定行為)事業者の更新登録)

第3条 登録喀痰吸引等(登録特定行為)事業者であって、喀痰吸引等の行為又は法附則第

3条に規定する特定行為を追加しようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（別記第1号別紙様式1-1）
  - 二 介護福祉士登録証又は認定特定行為業務従事者認定証の写し
- 2 前項の規定により更新登録を申請した者に対し、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録簿」（別記第16号様式）に更新内容を登録するとともに、登録者に通知する。

（登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者の変更登録）

第4条 登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするとき及びあらかじめ同項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、遅滞なく「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録申請書」（別記第3号様式）を、法第48条の6第1項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により変更登録を申請した者に対し、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録簿」（別記第16号様式）に変更事項の登録が必要である場合、その内容を登録するとともに、登録者に通知する。

（登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者の登録辞退の届出）

第5条 登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者が登録を受けた全てもしくは一部の喀痰吸引等（特定行為）業務を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録辞退を届け出た者に対し、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録簿」（別記第16号様式）に辞退した事項について、その内容を登録するとともに、登録者に通知する。

（登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者の登録の取消し等）

第6条 登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等（特定行為）業務の停止を命ずることができる。

- 一 法第48条の4各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 三 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

- 2 前項の命令について、知事は、事業者に通知する。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第7条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号及び第二

号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修修了者対象）」（別記第5号様式（不特定多数の者対象））に、省令別表第三号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第三号研修終了者対象）」（別記第5号様式（特定の者対象））に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
  - 二 「誓約書」（別記第5号様式 別紙5-1）
  - 三 咳痰吸引等研修の修了を証明する書類
  - 四 認定特定行為業務従事者認定証交付申請管理票
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）」（別記第6号様式（不特定の者対象））を、省令別表第三号修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（別記第6号様式（特定の者対象））に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」（別記第17号様式）に登録する。
- 一 法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
  - 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
  - 三 その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第8条 認定特定行為業務従事者は、次に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定に基づき、遅滞なく「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。また、次の一又は三号に掲げる事項に変更があったときは、既に交付している認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名
  - 二 認定特定行為業務従事者の住所
  - 三 咳痰吸引等研修を修了した特定行為
- 2 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（別記第8号様式）を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

（認定特定行為業務従事者の認定取消及び認定証の返納）

第9条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法

附則第 11 条第 4 項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(別記第 9-1 号様式)により、直ちに認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

一 法附則第 11 条第 3 項各号(第 5 号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第 4 条第 1 項に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第 1 項の規定に基づいて、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者に対し、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第 9-2 号様式)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適當と認められる場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第 9-3 号様式)により、施行令附則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、当該他の都道府県に通知するものとする。

第 9 条の 2 認定特定行為業務従事者が法附則第 11 条第 3 項第 1 号に該当するに至った場合には、次に掲げる者は、遅滞なく、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて「心身の故障に係る届出書」(別記第 9-4 号様式)を知事に提出しなければならない。

一 当該認定特定行為業務従事者

二 同居の親族

三 法定代理人

四 その他知事が適當と認めた者

2 知事は、前項の規定により届け出られた情報、診断書等に基づき、当該認定特定行為業務従事者が法附則第 11 条第 3 項第 1 号に該当するか否かを判断するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第 10 条 認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(別記第 9-5 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 認定特定行為業務従事者が省令附則第 8 条の 2 のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(別記第 9-5 号様式)を知事に提出しなければならない。

第 10 条の 2 認定特定行為業務従事者が省令附則第 8 条の 2 第 1 号に該当するに至った場合には、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者は、遅滞なく、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて「認定特定行為業務従事者の死亡等の届出書」(別記第 9-6 号様式)を知事に提出しなければならない。

(認定特定行為業務従事者認定証に係る原本証明の付与等)

第 11 条 改正法附則第 13 条第 4 項の規定による介護福祉士登録証の指定研修課程を修了した旨の付記に係る認定特定行為業務従事者認定証の原本証明の申請は「認定特定行為業務従事者認定証 原本証明申請書」(別記第 9-7 号様式)により、当該認定特定行為業務従事者認定証の写しを添付して行うものとする。

- 2 前項の規定による介護福祉士登録証の指定研修課程を修了した旨の付記に係る県が実施した喀痰吸引等研修修了書の原本証明の申請は「喀痰吸引等研修修了証明書 原本証明申請書」(別記第 9-8 号様式)に、当該喀痰吸引等研修修了証明書 原本証明申請書の写しを添付して行うものとする。
- 3 前項及び前々項の規定により原本証明を申請した者に対し、知事は提出された書類に不備が無い限り速やかにこれに原本証明を付記するものとする。

(登録研修機関の登録申請等)

第 12 条 法附則第 13 条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第 10 条第 1 項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(別記第 10 号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
  - 三 「誓約書」(別記第 10 号様式 別紙様式 10-1)
  - 四 「登録研修機関登録適合書類」(別記第 10 号様式 別紙様式 10-2)
  - 五 省令附則第 14 条に規定される業務規程
  - 六 その他登録に必要と認められる書類
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第 15 条第 1 項及び省令附則第 11 条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第 14 条各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第 15 条第 2 項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(別記第 18 号様式)に

次に掲げる事項を記載して登録するとともに、登録者に通知する。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
- 五 喀痰吸引等研修の課程

(登録研修機関の登録の更新)

第 13 条 前条第 2 項の規定により登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、法附則第 16 条及び施行令附則第 6 条の規定に基づき、登録又は更新から 5 年ごとに、5 年

を経過する一月前までに、「登録研修機関登録更新申請書」（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 登録研修機関が、前項の規定により更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

（登録研修機関の変更登録等）

第 14 条 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第 18 条の規定に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（別記第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録研修機関が変更登録を申請した場合であって、「登録研修機関登録簿」（別記第 18 号様式）に変更事項の登録が必要である場合、その内容を変更登録するとともに、登録者に通知する。

- 3 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第 19 条第 1 項の規定に基づき、当該変更に基づく喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」（別記第 13 号様式）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第 15 条 登録研修機関は、実施する研修の課程ごとに当該研修の修了者に対し、「研修修了証明書」を交付するものとする。

- 2 登録研修機関は、「喀痰吸引等研修実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号）」（以下「研修実施要綱」という。）別添 1 に基づき、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿（別記第 19 号様式）を作成し、管理するものとし、少なくとも 1 年に 2 回、「喀痰吸引等研修実施結果報告書」（別記第 20 号様式）とともに県に提出するものとする。

- 3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行や科目免除による受講申込に対応できるようにしておくものとする。

（登録研修機関の休廃止）

第 16 条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第 20 条及び省令附則第 15 条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（別記第 14 号様式）を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録研修機関が業務の全部又は一部を休止し、又は廃止について届け出た場合、「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録簿」（別記第 16 号様式）にその内容を登録するとともに、登録者に通知する。

- 3 前項の規定により休廃止を届け出た登録研修機関については、県が法附則第 24 条第三号の規定に基づき、休廃止した月日及び課程を公示しなければならない。

（適合命令）

第 17 条 知事は、登録研修機関が法附則第 15 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなつ

た

と認めるときは、法附則第 21 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により適合命令を受けた事業所の名称、所在地、登録を受けている者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、適合を命じた内容について公表することができる。

3 前々項の規定により適合命令を受けた登録研修機関は定められた期限前に適合したことを見証する書類を添えて、県に報告しなければならない。

(改善命令)

第 18 条 知事は、登録研修機関が法附則第 17 条の規定に違反していると認めるときは、法附則第 22 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により改善命令を受けた事業所の名称、所在地、登録を受けている者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、改善を命じた内容について公表することができる。

3 前項の規定により改善命令を受けた登録研修機関は定められた期限前に改善したことを見証する書類を添えて、県に報告しなければならない。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第 19 条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第 23 条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第 14 条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則第 18 条から第 20 条までの規定に違反したとき
- 三 法附則第 21 条の規定による適合命令又は法附則第 22 条の規定による改善命令に違反したとき
- 四 法附則第 25 条において準用する法第 17 条の規定に違反したとき
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付申請)

第 20 条 改正法附則第 14 条第 1 項の規定により、知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第 4 条の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書」（別記第 15 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 「誓約書」（別記第 5 号様式 別紙 5-1）
- 三 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修

#### 内容・研修時間を示す書類

- 四 咳痰吸引等に関する研修修了状況補足資料（高齢者施設に限る。）
  - 五 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書（別記第15-2号様式）
  - 六 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書（別記第15-3号様式）
  - 七 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置対象者）交付申請書添付書類③実施状況確認書（別記第15-4号様式）
  - 八 認定特定行為業務従事者認定証交付申請管理票（経過措置）
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」（別記第21号様式）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第17号様式）により登録しなければならない。
- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
  - 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
  - 三 その他必要な事項
- 3 前項の規定により登録された認定特定行為業務従事者（経過措置等）については、第8条から第10条の規定を準用する。

（公示）

第21条 法第48条の8又は法附則第24条規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 登録をしたとき
  - 二 法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき
  - 三 法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届出があったとき
  - 四 法第48条の7規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等（特定行為）業務の停止を命じたとき
  - 五 法附則第23条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき
- 2 前項の公示は「かながわ福祉情報コミュニティ」に掲載して行うものとする。

（帳簿の備付け等）

第22条 法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2 省令第 26 条の 3 第 2 項第 2 号のハの規定に基づき、登録喀痰吸引等事業者は実地研修の修了状況について必要な帳簿を作成するとともに、これを備え保管しなければならない。

なお、登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務を廃止する場合には、実地研修修了証等、当該事業者が作成、保管した帳簿を都道府県に提出しなければならない。

(報告)

第 23 条 法第 48 条の 9 若しくは法附則第 25 条若しくは法附則第 27 条第 2 項において準用する法第 19 条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第 24 条 法第 48 条の 9 若しくは法附則第 25 条若しくは法附則第 27 条第 2 項において準用する法 20 条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第 25 条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が法に基づき届け出た書類については県が次に掲げるとおり保存しなければならない。

- 一 第 2 条、第 3 条、第 11 条及び第 12 条において規定する登録、更新等に係る申請書及び添付書類は、永年保存する。
  - 二 前号に掲げるもののほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修に係る関係書類は、その業務の廃止を届け出た日から 5 年間保存する。
- 2 第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 19 条において規定する認定特定行為業務従事者の認定に係る申請書及び添付書類については県が永年保存する。
- 3 第 20 条において規定する認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）に係る交付申請書及び添付書類について、届け出た日から 30 年間保存する。また、これまで永年保存していた文書についても、同様に 30 年保存の扱いに変更するものとする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項は別に定める。

2 この要綱の制定に伴い、「神奈川県特定行為事業者の登録申請に係る事務取扱要綱」に

について廃止する。

附 則

この要綱は平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

この要綱は令和 3 年 3 月 6 日から施行する。

この要綱は令和 5 年 1 月 10 日から施行する。